

茨木市では、緑あふれる魅力あるまちづくりを進めるため
住宅や事業所等を緑化する方へ補助金を交付します。

植え込み

生垣

シンボルト

壁面緑化

民有地緑化事業補助金のご案内



植え込み

道路沿いに新たに低木や高木を植栽する。
→[接道緑化]

シンボルト

道路沿いに新たにシンボルトツリーを植栽する。
→[接道緑化]



壁面緑化

道路から眺望できる建築物や擁壁の壁面、フェンス等を新たに緑化する。
(市街化区域のみ)
→[壁面緑化]

生垣

道路沿いに新たに生垣を設置する。
道路にはみ出している生垣を改良する。
→[接道緑化]



詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

茨木市 建設部 公園緑地課

〒567-8505 大阪府茨木市駅前3丁目8番13号

電話：072-620-1654 ファックス：072-625-3181

E-mail：koen@city.ibaraki.lg.jp

申請ができる方

茨木市において、住宅又は事業所若しくは事業所の用に供する敷地を所有し、又は使用する方が申請できます。

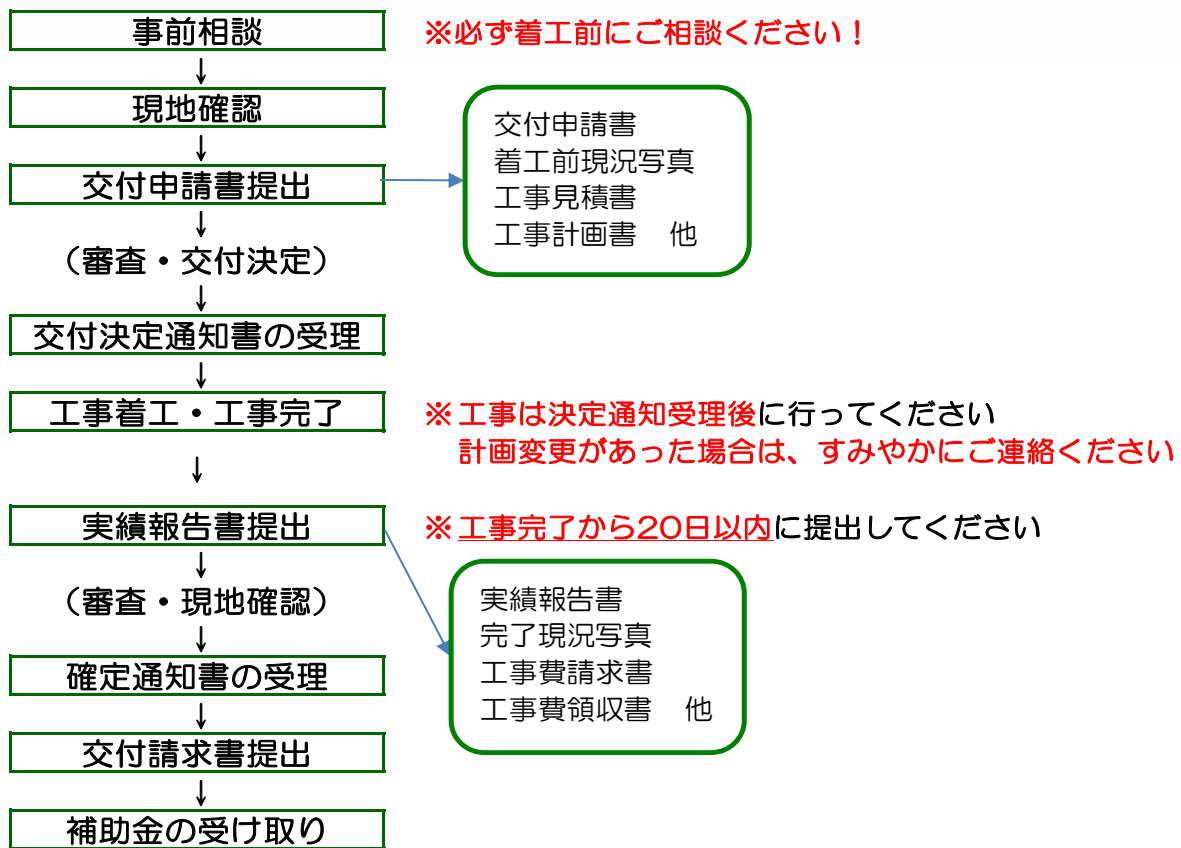
ただし、国、地方公共団体その他これに準ずる団体及び売買、賃貸等を目的として土地又は建築物の緑化を行う場合は、申請できません。

補助対象経費

補助金の対象となる費用は、次のとおりです。

- (1) 接道緑化のための土壌、肥料、支柱、植物等の材料費、植栽工事費
- (2) 接道緑化を行うための既存のブロック塀等の撤去に要する取壊し費、運搬費、処分費
- (3) 壁面緑化のための土壌、肥料、支柱、植物等の材料費、植栽工事費、補助資材の材料費及び工事費

手続き



注意事項

- 1 必ず工事の着工前に申請して下さい。工事着手以降は受付できません。
- 2 補助申請のあった年度内に、必ず工事を完了して下さい。
- 3 法令等により義務付けられている緑化の場合は、その基準を超える部分にかかる事業とします。
- 4 民有地緑化事業補助要綱に基づく補助は、敷地1箇所につき補助対象の区分ごとに1回限りとします。
- 5 補助金の交付を受けた方は、次の事項を順守して下さい。
 - (1) 接道緑化については5年間、壁面緑化については10年間は緑化施設として適切に維持すること。
 - (2) 樹木等は、枯損しないよう病虫害駆除、せん定を行う等適切な管理を行い、第三者に迷惑を及ぼさないこと。違反した場合は、補助金の全部若しくは一部を返還していただく場合があります。

補助の対象になる緑化事業

接道緑化

道路（幅員2m以上）と敷地との境界から1.5m以内に、新たに樹木を植栽する事業です。既設のブロック塀やフェンス等を撤去して、当該部分に植栽を設置する場合及び道路にはみ出している生垣を改良する場合も含まれます。

○植栽する樹木の要件

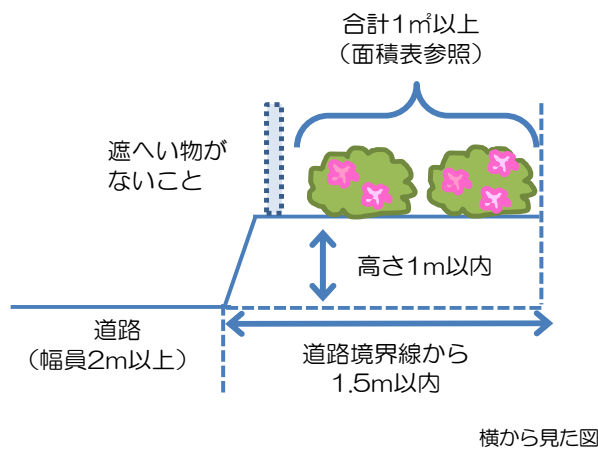
高さ0.3m以上の樹木で、樹高に応じた基準を満たすことが必要です。

植栽時の樹高	基準
0.8m以上	1本以上
0.6m以上0.8m未満	植栽方法により1本以上又は合計1㎡以上
0.3m以上0.6m未満	合計1㎡以上

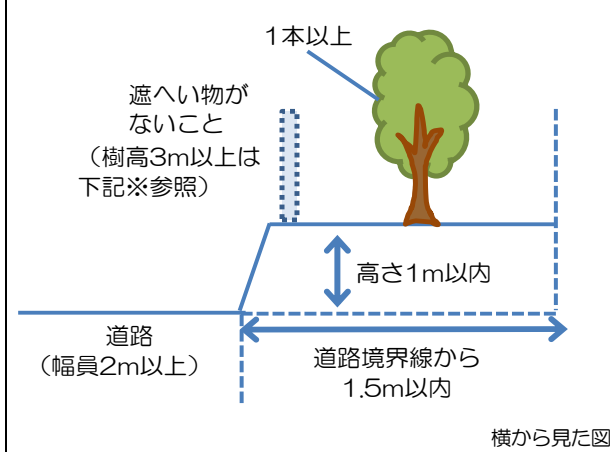
- ・ 樹高0.8m未満の場合の植栽面積の算出

樹木の枝張	面積
20cm	0.13㎡/本
30cm	0.20㎡/本
40cm	0.28㎡/本
50cm	0.38㎡/本
60cm	0.5㎡/本

例1. 樹高0.3m以上0.6m未満の樹木を植栽



例2. 高さ0.8m以上の樹木を植栽



※ 施工地に接する道路の地盤面と施工地盤面の高低差は、1m以内とします。

※ 植栽する樹木の高さが0.3m以上3m未満の場合、道路と樹木との間に、施工地盤面を超える遮へい物がないこと。植栽する樹木の高さが3m以上の場合、道路と樹木との間に遮へい物があるとき及び遮へい物が樹木のときは、当該遮へい物の施工地盤面からの高さが1m以下であること。ただし、植物を支持するための支柱等は遮へい物とみなしません。

※ 植栽時に枝条等が道路境界線又は隣地境界線を越えず、かつ、生長しても道路又は隣地の支障とならないよう樹種及び植栽位置等について配慮して下さい。

○補助金額の算定

植栽設置に要する経費の2分の1（上限100,000円）

既存のブロック塀等を撤去して当該部分に接道緑化を行う場合は、次の額を加えた額です。
撤去工事費の2分の1（上限50,000円）

※ 補助の対象となる経費は、土壌、肥料、支柱、植物等の材料費と植栽工事費、ブロック塀等の撤去工事費（取壊し費・運搬費・処分費）です。

※ 補助金額の算定に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

壁面緑化

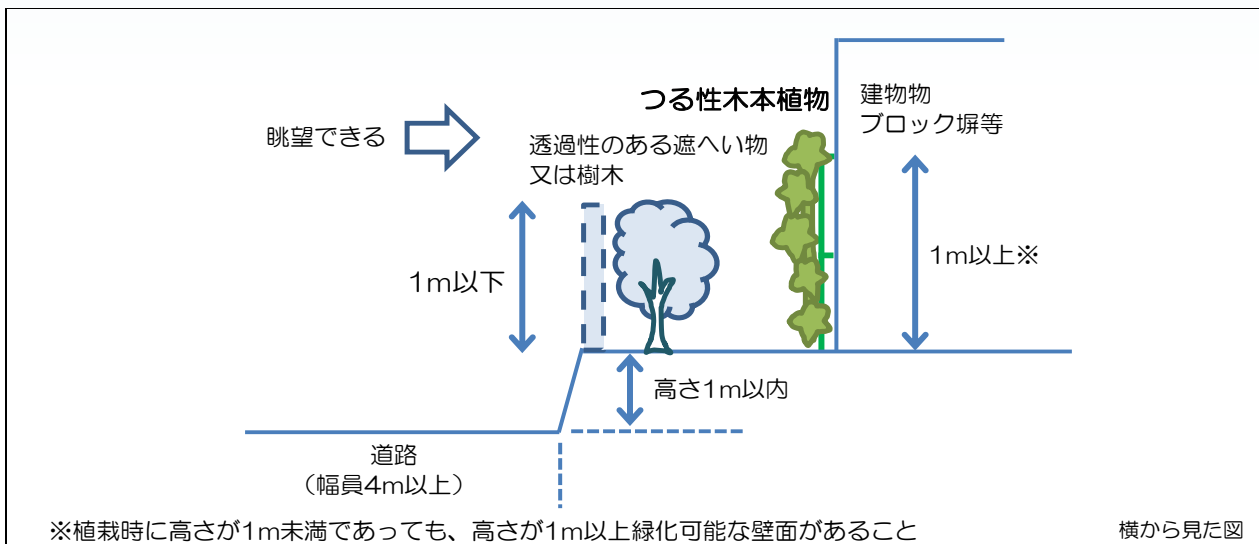
都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域内で、道路（幅員4m以上）に面する敷地の、道路から一般的に眺望できるブロック塀等又は建築物及び擁壁の壁面等に、新たにつる性木本植物で緑化する事業です。

○壁面緑化の要件

- (1) 緑化する壁面の面積が合計5㎡以上必要です。
- (2) 植栽する植物の種類ごとに適した間隔で植栽することが必要です。
- (3) つる性木本植物を植栽して下さい。

植物の種類	延長1m当たりの植栽数
ナツユキカズラ	1株
ツルバラ類	1株
ツタ類	3株
テイカカズラ	3株
カロライナジャスミン	4株

◆その他の植物はご相談ください。



- ※ 施工地に接する道路の地盤面と施工地盤面の高低差は、1m以内とします。
- ※ 道路と壁面緑化との間に、施工地盤面を超える透過性のない遮へい物がないこととします。
- ※ 道路と壁面緑化との間に、透過性のある遮へい物がある場合及び遮へい物が樹木の場合は、当該遮へい物の施工地盤面からの高さが1m以下のものに限り、当該遮へい物の高さを超える高さの壁面等を緑化するものに限りません。
- ※ 壁面等がつる性木本植物に覆われている部分が、垂直方向に1m以上必要です。ただし、植栽時に壁面等がつる性木本植物に覆われている部分が垂直方向に1mに満たないものであっても、緑化可能な壁面等が垂直方向に1m以上あり、植栽した植物が生長して壁面等を垂直方向に1m以上覆うことが確実な場合も含まれます。
- ※ つる性木本植物が壁面等を垂直方向に覆うことが可能な補助材等が設置されている場合は、垂直方向の延長に含まれます。
- ※ プランター等の可動式植栽基盤を使用しないこと。

○補助金額の算定

壁面緑化に要する経費の2分の1（上限100,000円）

- ※ 補助の対象となる経費は、土壌、肥料、支柱、植物等の材料費と植栽工事費、壁面緑化のための補助資材の材料費及び工事費です。
- ※ 補助の対象となる壁面緑化の面積は、植栽時に壁面等がつる性木本植物に覆われている部分の面積です。植栽時に壁面等がつる性木本植物に覆われている部分が垂直方向に1mに満たないものは、緑化可能な壁面等が垂直方向に1m以上ある場合に限り、植栽延長に1mを乗じて得た面積です。また、壁面に植栽が垂直方向に連続して覆うことが可能な補助材等が設置されている場合は、その面積を対象面積に含まれます。
- ※ 緑化した壁面の総延長に1m未満の端数が生じるときは、小数点第2位を切り捨てて算定します。
- ※ 緑化した壁面の総面積に1㎡未満の端数が生じるときは、小数点第3位を切り捨てて算定します。
- ※ 補助金額の算定に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。